

環境大臣

原発事故の収束及び再発防止担当

内閣府特命担当大臣

細野 豪志 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

日ごろ、市勢伸展のため、御支援・御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本市は、去る3月11日の東日本大震災により、市内各所で大地震・大津波による甚大な被害を受け、また、4月11日、12日の余震により、更にその被害が増大しました。

そういった中、福島第一原子力発電所事故における原子力災害は、物流や医療の停滞などをもたらし、その結果、被災された多くの市民に対する支援や、水道をはじめとする各種インフラの復旧に大きな影響を与えることとなり、一部の地区が屋内退避区域に設定されました。

その後、現在に至るまで、多くの市民が不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、自主的に市外に避難し、家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が生じている例も少なくありません。

市民生活面ばかりでなく、農林水産業のほか、製造業や商業、観光産業等のあらゆる分野において風評被害が発生するなど、産業面においても、極めて深刻な影響が生じております。

このような中、私達「いわき市民」は、力を合わせ、懸命に、生活再建、そして「愛するふるさと」の再生に取り組んでまいりました。

去る9月には、本市の「復興ビジョン」を策定し、全ての市民と力を合わせ、「安全で安心して住み続けられるまち」「活力に満ち溢れたまち」を創り上げていくこととしたところであり、また、本市に避難されております、双葉郡の町村を中心とした約2万人の皆様方とも手を取り合いながら、浜通り、そして福島県の復興に全力で取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、こうした状況を御賢察の上、次の事項について特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力(株)の責任において一刻も早い収束を、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされており、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、別の場所に保管するなど、国及び東京電力(株)の責任において、確実な安全対策を講じられるよう強く要望いたします。

2 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）の範囲拡大について

原子力防災対策を重点的に充実すべき区域、いわゆる EPZ については、今般、国の原子力安全委員会の作業部会において、その範囲を見直す案がまとめられたと聞き及んでおりますが、本市については、福島第一原子力発電所から北部の市境まで約 25km、福島第二原子力発電所から同じく約 15km、また、東海第二原子力発電所から南部の市境まで約 45km の距離にあり、市域が広大なため一部の地区が指定から除外されますと、市として一体的な安全対策を進めることが困難になることも想定されます。

そのため、EPZ の範囲見直しにあたりましては、本市全域を一括して指定いただきますよう強く要望いたします。

3 放射性物質の除染の実施について

放射性物質による汚染は、政府による避難等指示区域を越えて市内全域に生じており、多くの市民が市外に避難したほか、市内に留まった市民も不安に耐えながらの生活を強いられており、また、農地や森林、海水などの汚染状況が明らかにならない中、本市の農林水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、一刻も早い放射性物質の低減に向け、徹底したモニタリングと除染の取り組みが急務となっております。

そのため、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の推進にあたりましては、農地や森林等も含め、本市の全域を「除染等の措置等を実施する必要がある地域」に指定し、国において、安全・確実な除染を行うための方法の確立や人材の確保、更には、除染に係る費用を全額負担するよう強く要望いたします。

また、除染により生じた廃棄物等の処理を速やかに実施するため、国として、中間貯蔵施設及び最終処分場の早期確保を図るとともに、その確保に至るまでの間の仮置き場の設置についても、全面的に御協力いただきますよう強く要望いたします。

4 市民の健康管理等について

放射性物質による内部被ばくの影響に対して、多くの市民が不安を感じており、本市といたしましても、福島県が行う「県民健康管理調査」と歩調を合わせながら、一刻も早く、各種検査や健康管理の体制整備に向けて、独自に取り組むことが急務となっております。

そのため、ホールボディカウンターやゲルマニウム半導体検出器をはじめとする各種機器等の配備や検査等に係る費用を、国が全額負担するとともに、安全・確実な健康管理手法の確立や人材の確保などにつきましても、全面的に御協力いただきますよう強く要望いたします。

5 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について

事故発生後、物流や医療の提供が滞るといった疲弊した状況の中で、本市の市民や事業者は、生活の再建や事業の再開を余儀なくされ、現在においても、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

また、屋内退避区域を解除された後、自主的に農作物の作付けを行わないこととした農業者については、十分な補償が受けられない状況となっております。

こうしたことから、中間指針を早急に見直し、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、更には、本市が本件事故に伴って実施する様々な事業についても確実に賠償対象となるよう、責任をもって対応していただきますよう強く要望いたします。

また、賠償が迅速に行われるよう申請書類の類型化や簡素化を図るとともに、本市の市民のみならず、本市に受け入れた双葉郡の町村を中心とした約2万人の被災者に対する円滑かつ確実な賠償が求められるよう、原子力損害の賠償に関する法律に基づき和解の仲介等を行う「原子力損害賠償紛争解決センター」及び原子力損害賠償支援機構法に基づく相談窓口について、巡回の体制ではなく、早急に本市に常設していただくよう強く要望いたします。

6 風評の払拭について

地域の安全性に係る正確かつ迅速な情報を積極的に発信するとともに、本市で生産された農林水産物をはじめ、商工業品などが、安全・安心であることを、国の責任において証明し、風評を払拭していただくようお願いします。

また、国等の施設において、本市の農林水産物を消費することなどにより、その安全性を広く発信するようお願いします。

7 災害がれき等の対応について

放射性物質に汚染された災害がれき等の処理基準については、国民の理解を得るための十分な説明を国の責任によりなされる必要があります、特に、放射性物質の安全基準の根拠などをより具体的に示していただき、放射線被曝に対する国民の不安を払拭するよう強く要望いたします。

また、一時保管を要する焼却灰等については、国の責任において最終処分するとともに、一時保管に必要な費用については、所要の財政支援を強く要望いたします。

さらに、放射性物質に汚染された災害がれき等の中間貯蔵施設及び最終処分場の早期確保を図るとともに、その確保に至るまでの仮置き場についても、国の全責任において確保するよう強く要望いたします。

なお、災害がれき等の処理を円滑に進めるため、安定型最終処分場の使用についても、弾力的な取り扱いをするよう強く要望いたします。